

令和7年度（2025年度）伝統的工芸品販売力強化・新たな魅力創造事業
業務委託に係る質問に対する回答書

	質問内容	回答
1	委託業務内容の「（２）大消費地での展示販売」について、熊本県以外での開催実施することは要件を満たしていますか？	「大消費地」について明確な定義は設けていませんが、主に東京、大阪、福岡等県外の大都市での開催を想定しています。
2	展示販売の形式について指定はありますか？（常設する店舗が必須となるか、また一定期間での仮店舗やイベントのポップアップを用いた販売でも問題ないか？）	形式については特に指定はなく、常設店舗でない仮店舗やイベントへの出展でも問題ありません。
3	委託業務内容の「（１）魅力ある伝統的工芸品の開発」について、最終的に新商品開発を行う工芸家の規定数はありますか？（２名（社）以上など）	基本仕様書４（１）には、「（略）なお、選定に当たっては複数の工芸家を提案し、県と協議のうえ決定すること。」と記載しており、２者以上の工芸家を想定しています。
4	これまで、数年にわたって、同種の事業を実施されていると思うが、その実績と成果及びその課題を教えてください。	【実績及び成果】 ・クリエイターとのコラボ商品の開発 ・ECサイトによる販路の開拓 ・接客指導による販売スキルの向上 【課題】 ・伝統的工芸品の認知度向上及び販路拡大に向けた、若者やインバウンド、富裕層等新たな顧客層への訴求